

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

被告人本人及び弁護人小林幹治、同守川幸男、同菊池紘、同鈴木修、同川崎浩二、同福本嘉明、同寺村恒郎、同鶴見祐策の上告趣意のうち、公職選挙法一三八条一項の違憲をいう点は、右規定が憲法前文、一四条一項、一五条一項三項、二一条、三一条、四一条、四三条一項、四四条に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和四年（あ）第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく（昭和五五年（あ）第八七四号同五六年六月一五日第二小法廷判決・刑集三五巻四号二〇五頁、昭和五五年（あ）第一四七二号同五六年七月二一日第三小法廷判決・刑集三五巻五号五六八頁、昭和五五年（あ）第一五七七号同五七年三月二三日第三小法廷判決・刑集三六巻三号三三九頁参照）、公職選挙法一四二条一項の違憲をいう点は、右規定が憲法前文、一四条一項、一五条一項三項、二一条、三一条、四一条、四三条一項、四四条に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和二八年（あ）第三一四七号同三〇年四月六日大法廷判決・刑集九巻四号八一九頁、昭和三七年（あ）第八九九号同三九年一一月一八日大法廷判決・刑集一八巻九号五六一頁、昭和四三年（あ）第二二六五号同四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく（昭和五五年（あ）第一五七七号同五七年三月二三日第三小法廷判決・刑集三六巻三号三三九頁参照）、公職選挙法二五二条の違憲をいう点は、右規定が憲法一四条一項、一五条一項、三一条、四四条但書に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和二九年（あ）第四三九号同三〇年二月九日大法廷判決・刑集九巻二号二一七頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく（昭和五五年（あ）第一四七二号同五六年七月二一日第三小法廷判決・刑集三五巻五号五

六八頁、昭和五五年（あ）第一五七七号同五七年三月二三日第三小法廷判決・刑集三六巻三号三三九頁参照）、公職選挙法一三八条一項及び同二五二条を本件に適用したことが憲法一五一条一項三項、二一条に違反する旨の主張は、実質は単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五九年二月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	木 戸 口	久 治
裁判官	横 井	大 三
裁判官	伊 藤	正 己
裁判官	安 岡	満 彦